

第1章 河川防災計画（建設課）

1 現 況

本町には、富田川、日置川をはじめ県管理の河川が多くあり、重要水防箇所が 25 箇所指定されている。

2 計画方針

平成7年1月の阪神・淡路大震災の被災状況を踏まえ、「地震により壊れない堤防」を目標とするのではなく、「壊れても浸水による二次被害を起こさないこと」を目標に、地震時の影響を慣性力のみではなく、液状化に対しても検討を行い整備する。

3 事業計画

緊急的な復旧を速やかに行えるように土砂等を普段から備蓄しておく。

震災等の緊急時に水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、また消火用水・生活用水を確保できる機能を有するスポット的な親水・利便施設等を治水計画上支障のない区間で河川改修工事に併せて整備する。

第2章 砂防防災計画（建設課）

1 現 況

本町には、土石流危険渓流が 219 箇所存在している。また、土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている箇所は 209 箇所（うち特別警戒区域 165 箇所）となっている。崩壊土砂は、降水及び流水等によって土石流災害を引き起こすことが各地で報告されており、地盤のゆるみや渓流への崩壊土砂の堆積によって荒廃渓流及び土石流危険渓流はもちろんのこと、それ以外の比較的安全な渓流においても二次的な土石流災害の危険性が増しており、砂防対策は急務な課題となっている。

2 計画方針

（1）県との協議

危険性・重要性の高い土石流危険渓流を中心に、砂防ダム・流路工・床固工等の砂防工事を県との協議を通じて実施する。

（2）住民への周知

巡視の実施とともに、土石流災害に備え、住民への周知を徹底し、警戒・避難体制を確立する。

3 事業計画

（1）砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

（2）広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、土石流危険渓流の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

（3）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、渓流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等の必要と認める地域の住民に対し、避難情報等の防災対策が適時適切に行えるよう、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

警戒区域内に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、当該施設管理者又は所有者に対し、避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難訓練を実施するよう指導・支援を行う。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者利用施設一覧は「資料編 資料 56」を参照

(4) 被害情報等の収集伝達

町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

第3章 山地防災計画（農林水産課）

1 現 況

本町には、山腹崩壊危険地区が471所、崩壊土砂流出危険地区が153箇所存在している。

2 計画方針

白浜町森林整備計画（計画期間平成26年度～平成36年度）に基づき、荒廃した溪流の安定を図るとともに、森林の防災機能を高めるために林相改良及び本数調整伐を行い、地震による山地災害を防止する。

また、地すべり危険地については、地震による振動が地すべりの発生原因になる場合があるので、調査観測並びに対策工の実施を推進する。

3 事業計画

（1）山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区の巡視・点検

過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、適切な維持管理を行う。

第4章 地すべり防止計画（建設課）

1 現 況

本町には、地すべり危険箇所が4箇所（国土交通省所管）存在している。また、土砂災害警戒区域（地すべり）に指定されている箇所は4箇所（うち特別警戒区域0箇所）となっている。

2 計画方針

（1）県との協議

危険性・重要性の高い地すべり危険箇所を中心に、地すべり防止工事を県との協議を通じて実施する。

（2）住民への周知

巡視の実施とともに、地すべり災害に備え、住民への周知を徹底し、警戒避難体制を確立する。

3 事業計画

（1）地すべり防止区域指定

地すべりが発生するおそれのある区域を地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

（2）広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、地すべり危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

（3）警戒避難体制の整備

町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難情報等の防災対策が適時適切に行えるよう、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

警戒区域内に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、当該施設管理者又は所有者に対し、避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難訓練を実施するよう指導・支援を行う。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者利用施設一覧は「資料編 資料56」を参照

（4）被害情報等の収集・伝達

町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（建設課）

1 現 況

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所が 563 箇所存在している。また、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）に指定されている箇所は 805 箇所（うち特別警戒区域 795 箇所）となっている。

2 計画方針

（1）県との協議

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止工事を県との協議を通じて実施する。

（2）住民への周知

巡視の実施とともに、がけ崩れ災害に備え、住民への周知を徹底し、警戒避難体制を確立する。

3 事業計画

（1）急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊するおそれのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発されるおそれがないよう一定行為の制限等行う。

（2）広報・啓発

町は、防災意識の普及・向上のため、急傾斜地崩壊危険箇所の周知及びパンフレットの配布等の情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

（3）警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の必要と認める地域の住民に対し、避難情報等の防災対策が適時適切に行えるよう、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。

警戒区域内に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法を定めるとともに、地域社会との連携のもとで確実な避難が実現できるよう、当該施設管理者又は所有者に対し、避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難訓練を実施するよう指導・支援を行う。

※避難確保計画の作成を必要とする要配慮者利用施設一覧は「資料編 資料 56」を参照

（4）情報等の伝達方法

町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。

第6章 農業用ため池防災計画（農林水産課）

1 現 況

本町には、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（以下「ため池」という。）が28箇所存在している。

2 計画方針

（1）災害発生の未然防止

近年における流域の開発や、土地利用の変化等に伴う流出量の増加、並びに農家の高齢化、後継者不足等による管理体制の低下に伴いため池の崩壊の危険性が増してきている。

大規模地震の発生等によりため池が決壊すれば、その被害は農業関係に止まらず、周辺の人家等に及ぶおそれもある。

このため、危険なため池については、平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定された「和歌山県ため池改修加速化計画」及び大規模なため池の耐震性評価に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を進めるとともに、日常の点検、維持保全の徹底を図る。

また、管理体制の強化に向け、改修補強に係る農家負担分の軽減を町において検討し、改修補強を強力に推進し、災害発生の未然防止を図る。

3 事業計画

（1）ため池の巡視・点検

管理体制を確立し、定期的な巡視・点検を実施する。

（2）防災対策工事の推進

危険性の高いため池については、管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

改修に着手できないため池についても、不要貯水の排除、大雨前の放流、ため池への流入物の排除などの対策を推進する。

また、農業的役割及び公益的役割のないため池については、廃止を検討していく。

第7章 海岸防災計画（建設課・農林水産課・観光課）

1 現 況

本町の海岸は、紀州灘海岸に属し、重要水防箇所は6箇所となっている。

2 計画方針

国が定めた海岸保全基本方針及び県が作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。

高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。

（1）津波、高潮、波浪等からの防護

ア 高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化等を検討する。既存施設の防護機能を最大限発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を実施する。

イ 点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。

ウ 今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。

エ 水門・陸閘等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、自動化、遠隔操作化を検討する。

オ 利用頻度が少ない陸閘については、利用者の理解を得て廃閘や統合化を推進して、管理箇所数の削減に努めるとともに、扉体の常時閉鎖化を推進する。

（2）海岸環境の整備と保全

ア 本町は、多くの海岸景勝地を有しており、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。

イ 国・県の指導のもと、国立公園、景勝地の特性に配慮した整備を進める。

ウ 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

（3）公衆の適切な利用

ア 海岸を面的な親水空間として捉え、住民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場となる海岸空間を創出する。

イ 海岸の利用を高めるとともに、落書き等の防止と海岸利用者のマナー向上を関係者と連携して周知啓発し、景勝地の保全管理を行う。

3 事業計画

（1）海岸高潮対策事業

人工リーフ等の海岸高潮対策事業を推進する。

第8章 港湾防災計画（日置川事務所）

1 現 況

日置港は、豊富な水量に恵まれた日置川の河口に位置し、砂州が自然の防波堤になっている良港であり、現在では、セメント、砂利・砂等を取り扱う港として利用されている。

2 計画方針

（1）日置港整備事業

日置港については、防災上、下記の事業を国、港湾管理者等の関係機関と調整するとともに必要により協力する。

- ア 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流を支えるための防波堤の整備
- イ 災害時、住民避難及び緊急物資輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備
- ウ 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、避難地として活用する港湾緑地（避難緑地）と、避難地の機能に加え、緊急物資輸送用耐震強化岸壁を併設した防災拠点緑地の整備

（2）既存港湾施設耐震強化

既存港湾施設については、防災上、下記の事業を国、港湾管理者等の関係機関と調整するとともに必要により協力する。

- ア 岸壁、ふ頭用地の液状化防止対策を推進する。
- イ 耐震強化岸壁の改良を推進するとともに、津波に対して壊滅的な倒壊はしにくい、粘り強い構造とする補強等を推進する。

3 事業計画

（1）海岸侵食対策の推進

県による海岸侵食対策事業を推進する。

（2）水上輸送体制の整備

国、港湾管理者等の関係機関は、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

また、港湾管理者は、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

第9章 漁港・漁村防災計画（農林水産課）

1 現 況

町内の管理漁港は、瀬戸、湯崎、綱不知、江津良、堅田、鴨居、安久川、中、袋、朝来帰、市江、笠甫、伊古木の13漁港があり、多数の漁船が係留されている。

漁港周辺は、住居が密集しているうえ、後背に山が迫る地形的な制約により安全な避難地の確保が困難な状況が多く、防災施設の整備が課題となっている。

2 計画方針

（1）地震・津波からの防護

地震・津波による被害を防ぐため、住宅の密居状態を解消する土地利用の高度化や避難地を整備する緑地広場整備等の防災安全施設の整備を検討する。

また、地震津波による避難困難地域の解消のため津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するための防波堤等の整備を検討する。

（2）漁港施設の耐震化等の対策

地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を考慮した漁港施設の整備を進めるとともに港湾防災ネットワークとの連携を図る。

地震津波による被害を防ぐため、避難路となる集落道整備、避難地となる広場整備を行う。

水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行う。

3 事業計画

（1）漁村の防災安全性の向上

- ア 高齢者に配慮した漁村づくりの推進
- イ 防災安全施設（津波避難タワー等）の充実
- ウ 岸壁の耐震化の推進及び係船柱の整備

（2）漁協との連絡体制の強化

- ア 漁協との連携を強化し、災害時の連絡体制の徹底周知
- イ 漁協関係者に対する防災訓練への参加促進

第10章 道路防災計画（建設課）

1 現 況

海岸沿いに南北に走る紀勢自動車道、国道42号、主要地方道田辺白浜線、白浜温泉線、南紀白浜空港線、日置川大塔線などの主要道路は、災害時に避難や物資輸送の緊急輸送道路となるため、道路管理者が重点パトロールを実施している。また、山間部では、急峻な地形のため急カーブや車両通行が不可能な箇所等もあり、土砂災害に伴う道路閉鎖による集落の孤立化を防ぐためにも道路改良が必要となっている。特に、富田川、日置川をはじめとする県河川を渡る橋梁については、耐震強化による安全性の向上並びに長寿命化対策が必要である。

2 計画方針

（1）道路の災害予防

地震・津波により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐことを目的に、防災対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進する。

（2）情報収集体制の構築

道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

（3）道の駅の防災施設としての活用

本町においては、道の駅志原海岸が平成7年8月に、道の駅椿はなの湯が平成22年3月にそれぞれ登録されて以来、多くの人に利用されてきた。平成18年度には、国土交通省により防災拠点施設として利用者の避難施設を兼ねた公衆便所が整備されたところである。

今後は、国土交通省と本町が協議し、その管理運用に努めるとともに、災害時の体制についても別に定め、連携して取り組んでいく。

（4）緊急輸送体制の整備

効率的な緊急輸送を実施するため、和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において策定した緊急輸送道路ネットワークを中心にその利用について必要な対策を定め、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

（5）大迂回路や局地迂回路の選定

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

（6）緊急輸送活動のための輸送施設等の把握・点検

災害発生時における物資供給活動等のために確保すべき道路、港湾、漁港やヘリポート等の輸送施設、及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について、把握・点検を行

う。なお、輸送拠点については、物流センター等、活用可能な民間事業者の管理施設も対象に入れて、その状況把握に努める。

3 事業計画

(1) 道路機能及び管理体制の拡充

- ア 危険度が高い箇所の調査
- イ 施設の被害情報収集体制の確立

(2) 道路、橋梁の整備・改修の推進

- ア 橋梁の整備、耐震診断の実施
- イ 道路拡幅や交差点改良
- ウ 落橋防止等のための耐震化

(3) 道路交通施設の整備

- ・標識等の設置

(4) 緊急輸送体制の整備と町管理の緊急輸送道路等の管理・整備

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において策定した緊急輸送道路ネットワークを中心にその利用について必要な対策を定めるとともに、町管理の緊急輸送道路及び主要な町道の管理・整備を推進していくものとする。

第11章 火災予防計画（消防本部・消防団）

1 現 況

町内には、白浜町消防本部及び各消防署とともに、消防団が16分団あり、万一の事態に備えているが、木造住宅の占める割合が高く、観光立町として多くの宿泊施設や観光施設を有する本町では、より強化した消防体制の確立が求められる。和歌山県地震被害想定結果（平成26年公表）によると、建物倒壊に伴う火災発生による焼失棟数は、3連動地震では130棟、南海トラフ巨大地震では、61棟の被害が想定されている。

2 計画方針

（1）消防団員の育成強化

火災の防止と災害時の迅速な対応のため、消防体制の充実を図るとともに、消防団員の確保と育成強化に努める。

（2）広報活動

関係機関と協力して、町民の防火意識の向上や事業所等における防火管理体制の強化を図るための広報活動を行う。

（3）予防対策

地震時に火災を起こさない、発生させない又は発生した場合は被害を最小限にとどめることを基本とした予防対策を徹底する。

（4）自主防災組織等育成強化

自主防災組織、自衛消防組織の育成・強化に努める。

3 事業計画

（1）予防啓発の強化

住民及び事業所等に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

ア 秋・春2回の火災予防運動、文化財防火デー及び山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 町が火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線及びFM放送等を通じて火災予防を周知徹底させる。

ウ 一般住宅に対する住宅用防災警報器の設置及び機能維持を呼びかけ促進を図る。

（2）予防査察体制の充実強化

予防査察体制の充実強化については次の方法により行うものとする。

ア 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を重点に実施する。

イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ 別に定める「白浜町消防本部査察規程」に基づき実施する。

（3）防火・防災管理対象物に対する火災予防及び地震等による被害の軽減の徹底

消防法第8条及び同法第36条により、防火・防災管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 消防法、白浜町火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、宿泊施設等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 消防法第8条及び同法第36条に規定する防火対象物には必ず防火・防災管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格講習会の開催、関係機関が開催する防災管理者資格講習会の受講を指導し、消防計画の作成、防火・防災訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用、地震等の災害時の対応について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、同法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、白浜町火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、各種イベント行事等を通して地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

(5) 自主防災組織との連携強化

ア 地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であるが、大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、行政を中心とした組織的な対応が遅れることが予想される。そのため、住民の隣保協力に基づく自主防災組織の訓練等を通じて連携を深め、大規模災害に的確に対処できるよう技術の向上と組織の強化を図る。

イ 火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、地域の自治会又は自主防災組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(6) 初期消火活動体制の強化

出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

(7) 消防体制の充実強化

消防体制の充実強化については次により推進し、県・国から必要な指導・助言・助成等を受ける。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、耐震性防火水槽等の整備を図る。

ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

エ 浸水想定区域にある消防団車庫の高台移転対策等への取り組みや、老朽化した消防団車庫の建て替えを進める。

第12章 都市防災化計画（建設課）

1 現 況

本町の都市計画区域は、白浜地域が1,911ha、日置川地域が1,968ha指定されている。都市計画道路の計画延長は、42.98kmの内25.80kmが改良済みとなっている。

また、都市計画公園は13箇所、95.78ha計画決定しており、うち9箇所、44.25haが供用されている。

2 基本方針

（1）都市基盤施設の整備

人口が集中している市街地においては、地震発生時に大規模な被害が生じる危険性が高く、避難地、避難路等としての都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を推進し、安全な都市環境の実現が求められている。

（2）都市防災化の推進

防災に係る都市計画を都市防災化計画として位置付けることにより、なお一層の都市防災化の推進に努める。

3 事業計画

（1）秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るため、都市計画区域については、今後とも、都市防災に重点を置いて都市基盤の整備を推進していく。

（2）都市計画施設の整備

道路は、災害時には、避難、消防、救助等の場となるとともに、空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図る。

（3）公園緑地の整備

公園緑地は、避難地として、また避難路、延焼防止帯として、都市における防災上、重要な役割を果たしている。このため、計画的に事業推進を図る。

第13章 建造物災害予防計画（建設課）

1 現 況

本町においては、市街地のリゾートマンションの立地やリゾートホテルの立地に伴い建物の高層化や高密度化と一部店舗の老朽化が進行している。また、避難所となる小中学校や防災拠点となる役場をはじめとする公共施設の耐震改修が必要となってきた。

2 計画方針

（1）総合的な防災対策

地震、火災等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

（2）計画的耐震改修

防災拠点となる公共施設に対しては、耐震改修推進計画を策定し、計画的な耐震改修に努める。

3 事業計画

（1）建築物の防災対策

住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会）に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

特に、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設については、その施設の管理者等に耐震補強や改築等の実施を求めていく。

イ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示する。

（2）耐震改修促進計画の更新

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改定に基づき、新たな対象として追加された公共施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、公共施設の建築物に対する耐震診断と耐震化の目標設定や避難路の沿道の民間建物についても、斜線制限による建物の耐震化対象建物の検討が求められている。

耐震診断及び耐震改修にあたっては、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物を重点に実施する。

（3）避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止

するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年7月6日和歌山県条例）に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

第14章 宅地災害予防計画（建設課）

1 現 況

比較的平坦な宅地が富田川、日置川河口部に展開しており、津波や河川の氾濫による被害の危険性が高い状況にあるため、住民への啓発を行うとともに、宅地開発業者への指導を強化することが必要である。なお、近年は、丘陵部において宅地の開発が進んでいることから、急傾斜地に近接する住宅を災害の危険から守るための対策事業の推進が必要となってきている。

2 計画方針

（1）宅地確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

（2）工事規制区域等

今後、丘陵部で宅地造成工事が予想される地域においては、県との協議を通じて、宅地造成工事規制区域の追加指定を検討する。

3 事業計画

（1）宅地防災月間の設定

地震等により発生する宅地の崩壊及び調整池の決壊に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため6月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに努める。

宅地開発の際は、開発指導要綱に基づいて、指導の徹底を図る。

（2）宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

（3）被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県が開催する講習会への担当者の派遣を実施し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、宅地判定士への連絡体制の整備等の整備を行う。

第15章 下水道等施設災害予防計画（上下水道課）

1 現 況

下水道等は、生活基盤を支える重要なライフラインのひとつであり、居住環境の改善及び水環境の保全のために重要な施設である。

町内の下水道の普及率の向上に努めるとともに、災害時の安全についても確保する必要がある。

2 計画方針

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道等の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図る。

3 事業計画

（1）災害に強い下水道等の整備

地震時等において下水道等施設が被災しないよう、自家発電装置や設備の二元化、耐震・耐水化など災害に強い下水道等の整備を図る。

（2）応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区を把握するとともに、施設管理図書を保全・整備する。

（3）相互応援体制の活用

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町による応援体制の整備を行い、また必要な場合には下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制の活用を図る。

第16章 上水道施設災害予防計画（上下水道課）

1 計画方針

大規模な地震の発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

（1）耐震化

町の水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設を耐震化し、地震等による被害を最小限にする。

（2）連絡体制

単独で水道施設の応急対策が困難な場合、速やかに県内水道事業体、関係団体及び他の府県へ応援要請ができるよう連絡体制を整備する。

3 実施計画

（1）順次計画

既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め、施設の再点検を実施し、その結果に基づき目標年次を決め、順次、計画的に防災事業を進める。

（2）相互支援体制

水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、緊急時の組織体制及び相互支援体制の整備を進める。

（3）施設整備

給水タンクの整備、臨時給水施設の整備を進める。

第17章 文化財災害予防計画（教育委員会）

1 現 況

本町における文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む）及び記念物等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、合計29（国指8、県指21）となっている（平成29年8月1日現在）。

2 計画方針

町内には、歴史的に価値の高い史跡があり、世界遺産に登録されているものもある。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であるため、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の啓発、普及及び指導の強化を推進する。

3 事業計画

町教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

（1）施設整備等

火災対策として、火気の使用制限、たき火・禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓設備（貯水槽を含む）の整備を推進する。

（2）文化財保護思想の普及及び訓練

文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。また、文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

（3）文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

（4）博物館施設等との連携強化

県内市町村教育委員会及び県内博物館施設等が加入する和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、町内外の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

また、被災時に文化財の救援・保全を速やかに実施できるよう博物館施設等の相互の支援体制整備を行う。

第18章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（消防本部）

1 現 況

産業活動の高度化・多様化やモータリゼーションの進展、生活様式の変化等により、危険物の取扱量は大幅に増加し、身近な場所で危険物を取り扱ったり、貯蔵することが多くなっている。

※危険物施設一覧は「資料編 資料61」を参照

2 計画方針

地震災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

（1）保安教育及び防災訓練の実施

ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

（2）規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行う。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての指導の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

（3）自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

（4）避難、救助及び救急

「白浜町消防計画」の定めるところによる。

第2節 高圧ガス災害予防計画（消防本部）

1 現 況

町内に高圧ガスの製造事業所・貯蔵所・販売所、液化石油ガス販売事業所があり、事故防止

に努めている。

※高圧ガス・液化石油ガス関係事業所一覧は「資料編 資料 62」を参照

2 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス関係法令の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取扱いの指導
- エ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ LPガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の調査確認の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における自主保安体制の確立・指導
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 有資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進
- カ 町内関係団体の育成と自主保安活動の促進

第3節 放射性物質事故災害予防計画（消防本部・地域防災課）

1 現況

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所があり、事故防止に努めている。

※放射性同位元素等取扱事業所一覧は「資料編 資料 63」を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 町は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 町は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第4節 有害物質流出等災害予防計画（生活環境課・地域防災課）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び町と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-（2）-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳（注）を作成し、その情報を町と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
 - イ 県及び町は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ウ 県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～（和歌山県）」を作成し、町と連携した体制を構築する。
 - エ 県及び町は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- 注）「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-（2）-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】

（和歌山県）」に基づき、町及び事業者と連携した体制を構築する。

イ 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し、町と情報を共有する。

ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。

エ 県、町及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第19章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

本節は、地震防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

1 地震防災教育

地震防災応急対策に関与する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

2 地震防災訓練

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (4) 避難及び救護
- (5) その他必要とする事項

3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは県、市防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 地震防災広報

地震防災広報は、「基本計画編 第3編 第13章 第1節 5災害時における広報」による。

(KDDI株式会社)

1 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密

接な連絡調整を行う。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

6 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

7 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通

規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

8 防災に関する教育、訓練

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- (2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

1 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

(1) 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置、また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとる。

(2) 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施する。

2 自主保安体制の構築

(1) 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立する。

(2) 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一来臨に備える。

(3) 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保する。

3 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の基本構想

電力施設の災害を防止し、又発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注する。

2 事業計画

水力・火力・送電・変電・配電・通信の各設備毎に、次のような予防措置を講ずる。

(1) 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 送電設備

ア 架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路の終端接続及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を配慮した設計を行う。

(4) 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、

基礎のかさあげ等の対策を実施する。

(5) 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減及び復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

(6) 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

第3節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社）

1 計画方針

列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

2 事業計画

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

(1) 橋りょうの維持、補修及び改良強化

(2) 河川改修に伴う橋りょう改良

(3) のり面、土留の維持及び改良強化

(4) トンネルの維持、改修及び改良強化

(5) 落石防止設備の強化

(6) 建物設備の維持、修繕

(7) 電力、通信設備の維持、補修

(8) 空高不足による橋げた衝撃事故防止

(9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防予防の強化

(10) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進

(11) その他防災上必要なもの

第20章 地震・津波観測施設等整備計画（和歌山地方気象台・和歌山県）

1 現 況

（1）地震発生状況等の把握

地震が発生した場合、その観測結果の迅速かつ正確な解析を行い、大津波警報、津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の発表を行うことが重要である。そのため、気象庁では常時地震観測施設を概ね60キロメートル以下のメッシュで展開し、地震活動の常時監視を行っている。

和歌山地方気象台では、和歌山県に対し、大津波警報、津波警報・津波注意報・津波予報の伝達や情報の伝達及び発表を行っている。なお、町内及び沿岸の観測施設は以下の表のとおり。

地震、津波の観測所

観測所の種類	観測地点名	管理者
震度計	白浜町消防本部	気象庁
震度計	白浜町日置	和歌山県
検潮所	白浜町堅田	気象庁
GPS 波浪計	和歌山県白浜沖	国土交通省港湾局

（2）観測精度の保持

地震及び津波観測の精度を保持するため、和歌山地方気象台では大阪管区気象台と協力して県内に所在する常時地震観測施設等の管理点検を行う。

2 計画方針

和歌山地方気象台及び和歌山県は、地震・津波による災害の未然防止並びに軽減に資するため、大津波警報、津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の高度化及び迅速な伝達を図るとともに、地震・津波の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めるものとする。

町は、津波災害の予防対策として、津波ハザードマップを作成し、地域住民等に対して津波危険予測地域の周知を行う。また、避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、本計画に避難情報の伝達方法、避難誘導の方法等について定めるものとする。

3 事業計画

（1）和歌山地方気象台

- ア 大津波警報、津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報
 - a 情報の内容充実及び伝達の迅速化

- b 地震発生直後の即時的情報の高度化
 - c 気象台と防災関係機関との連携強化
 - d 地震に関する知識の広報、啓発活動
- イ 観測システムの整備・充実

(2) 県

ア 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各地に設置した計測震度計から、正確かつ詳細な震度情報の迅速な収集・伝達を維持・整備するよう努めるものとし、初動体制及び広域的な応援体制の早期確立等を図るものとする。

イ 港湾防災ネットワークシステム

県は、港湾防災関連施設整備事業で平成9年度から平成13年度までに、県下の主要港湾等（3箇所）に潮位計（津波計）を設置して、リアルタイムにデータ収集を行い、台風時の高潮、異常潮位、津波に対しての観測設備を整備した。

また、平成21年4月より白浜沖に近畿地方整備局が設置しているGPS波浪計のリアルタイムデータを取得できるようになり、関係機関と協力的確な津波情報の伝達に努める。

ウ 津波予測システム

県は、国立研究開発法人海洋研究開発機構と共同開発により、予測計算を行い第一波津波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測を表示させるシステムを整備した。

また、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりDONET観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールで津波の観測情報を配信する。

(3) 町

ア 避難誘導標識等の整備

町は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮するものとする。

第21章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（消防本部）

1 現 況

本町には常備消防機関として消防本部、消防署が設置されており、消防職員定数 79 名（すさみ消防署員を含む）、消防団 16 分団、消防団員定数 350 名により消火活動を行っている。消防本部の消防車両は、ポンプ車、はしご車、救急車など 22 台、消防団ポンプ車両等 30 台を備えている。

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

特に、リゾートホテル等の超高層建築物に対応した、はしご付消防自動車、救助工作車の整備に努める。

3 事業計画

（1）消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防自動車等の整備拡大を図る。

（2）救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

（3）化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

（4）消防水利の整備

消火栓の新設、増設及び防火水槽等の設置により消防水利の確保に努める。

第2節 救助物資等備蓄計画（地域防災課・住民保健課）

1 現 況

災害に備え、被服、寝具、その他生活必需品、医薬品等を備蓄しておくことが必要であり、食料・毛布などを定期的に購入し、各地区の避難所等に備蓄している。また、診療所は、薬剤の備蓄に努める。

2 計画方針

（1）町での備蓄

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整

備を図る。

なお、備蓄品目・備蓄量の設定に当たっては、以下の事項に特に留意する。

ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること。

イ 要配慮者や女性、子供など、様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること。

ウ 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めること。

(2) 家庭、事業所での備蓄

各家庭、事業所等での備蓄をパンフレット・広報により啓発し、家庭や事業所での備蓄を促進する。また、社会福祉施設等に協力を要請して、町有施設以外での備蓄（ところてん方式）も検討する。さらに、地元業者や民間観光施設管理者との相互協力の協定の締結を推進する。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品については、計画的に備蓄を行っていくが、その耐用年数等に鑑み、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、関係事業者との調達や輸送に関する協定の締結を推進する。

(2) 医薬品

震災時に必要な医薬品としては、解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられる。

震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するべく努める。

(3) その他必要な物資

アレルギー対応食や装具など、被災者の特性に応じた物資が確保できるよう、関係する事業者やNPO法人、各種グループ等と連携し、緊急時の情報伝達方法、物資の搬送方法などについて検討を進める。

(4) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 防災拠点施設整備計画（施設所管各部署）

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する住民の啓発、教育の機能を有する施設として、役場本庁舎、行政事務所、消防本部、消防署といった防災拠点施設の整備に努める。

2 事業計画

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施

に努める。また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行う。

また、大規模災害時に防災拠点となる役場本庁舎の耐震改修を進める。

さらに、防災拠点は、他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる救助・支援活動の拠点にもなるため、その迅速且つ正確な活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとしてのヘリサインの整備に努める。

第4節 避難所整備計画（地域防災課・日置川事務所・民生課）

1 現 況

本町では、地区別に、小・中学校、公民館、集会所などの施設を避難所に設定している。また、防災マップを住民に配布し、避難所の位置や避難の際の留意点などを広報・啓発している。

避難所のなかには、がけ地や河川・海岸に近い場所に立地している施設や木造施設で建築後かなりの年数を経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、見直しが必要となっている。

2 計画方針

災害時における避難者の安全確保のため、避難所の設定・指定及び整備を推進する。

■白浜町における避難所等の考え方

項目	種別	説明
避難路	避難路	避難場所、避難所に通じる道。一般的な道路のほか、町や地域が整備した高台へ至る道や階段等を指す。
避難経路	避難経路	避難場所、避難所に至る経路。避難の選択肢を確保するため、あらゆるルートを想定すべきである。
避難場所	初期避難場所	災害の直接の危険性から逃れるために避難する場所。高台のほか、津波避難ビル、津波避難タワー等を指す。
	指定緊急避難場所	初期避難場所のうち、災害対策基本法第49条の4に基づき町が指定するもの。
避難所	避難所	災害の直接の危険性が去ったあと、避難生活をするために避難する施設。
	指定避難所	避難所のうち、災害対策基本法第49条の7に基づき町が指定するもの。
	福祉避難所	避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護するところをいう。

3 事業計画

(1) 避難所の設定・指定、整備

ア 町は、施設管理者と協力し、災害により避難を必要とする住民等を収容することのできる施設を避難所として設定する。その際、施設の状況や地域の災害特性を考慮し、必要に応じ、設定の見直しや施設の整備を行う。

イ 町は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する施設を指定避難所として指定する。

ウ 指定避難所については、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

(2) 福祉避難所の設定

町は、災害対策基本法施行規則第1条の9に定める基準を満たす施設について、福祉避難所としての設定を推進する。

(3) 津波避難施設の整備、避難所の追加

リゾートホテル、リゾートマンションなどは津波避難施設として位置づけ、民間施設管理者との応援協力協定の締結を促進し、新たな避難所として追加検討する。

(4) 避難場所の明示

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

第22章 防災行政無線等整備計画（地域防災課）

1 現 況

本町では、町全域において防災行政無線（同報系）を運用しており、役場本庁及び日置川事務所に固定局、町内 203 箇所に屋外受信局を設置している。また、一部の家庭に戸別受信機を設置している。

その他、旧白浜町地域については防災行政無線（移動系）を運用しているほか、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、登録制メールサービス、電話自動応答サービス、衛星携帯電話、特設公衆電話、災害時優先電話、和歌山県総合防災情報システムを導入し、内外への情報伝達手段の確保を図っている。

2 基本方針

災害発生時における住民への的確な情報伝達を可能とするとともに、被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うことができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検に努める。

3 実施計画

（1）防災行政無線運用体制の充実

無線従事者の資格取得の拡充を図る。

（2）防災行政無線（同報系）

設備の保守点検を毎年実施し、適切な維持管理を行う。

（3）防災行政無線（移動系、戸別受信機を含む）

設備の点検を定期的にも実施するとともに、設備の整備充実を図る。

（4）全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、災害情報共有システム（L-A L E R T）

J-A L E R Tを導入し、防災行政無線（同報系）及びFMビーチステーションと連動させている。また、L-A L E R Tを積極的に活用するため、関連設備の整備、維持を図る。

（5）登録制メールサービス

防災行政無線（同報系）の補完措置として、登録制メールサービスである「しらはま安全安心メール」を運用している。

（6）電話自動応答サービス

防災行政無線（同報系）の補完措置として、電話自動応答サービスである「防災情報案内サービス」を運用している。

（7）衛星携帯電話

災害時に一般の電話回線が使用できなくなった場合の対策として、衛星携帯電話の整備を推進する。

（8）特設公衆電話、災害時優先電話

N T Tと連携し、避難所や公共施設に災害時発信専用の電話を設置している。

(9) 和歌山県総合防災情報システム

衛星回線及び地上回線を有し、県内の防災関係機関をネットワーク化することにより情報の伝達・共有が可能な和歌山県総合防災情報システムを導入している。

(10) 緊急速報メール等の活用

より広範に、また確実に災害関連情報を伝達する手段として、各携帯電話会社の緊急速報メールや災害時伝言板などの仕組みを活用できるよう、各事業者とともに広報・PR機会の拡充を検討する。

(11) 孤立するおそれのある地域との情報連絡手段の確保

災害時に孤立するおそれのある地域の住民との情報連絡手段として、衛星携帯電話等による双方向の情報連絡体制の確保に努める。

(12) その他、最新情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第23章 防災訓練計画（地域防災課・日置川事務所）

1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び住民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。また、地域が主体となった防災訓練の実施を推進する。

住民は、これらの訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

（1）防災訓練

町、県及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、毎年1回以上実施するものとする。

防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

（2）災害対策本部運営訓練

災害時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

（3）職員参集訓練等

職員の職務の習熟等を図ることを目的として、職員参集訓練等を定期的実施する。

（4）地域が主体となった防災訓練

自治会、自主防災組織が主催する避難訓練を中心とした防災訓練の実施を推進する。

（5）各機関の訓練

学校、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

ア 訓練項目

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練。

（6）防災訓練の留意点

防災訓練にあたっては、ハザードマップ等を活用するとともに、ハザードマップでは危険がないと想定された地域においても、浸水する可能性があるという意識、避難は徒歩で行うというルールを徹底することを目指した避難や、避難行動要支援者に対する救出・救助、基本的な防災用資機材の操作方法、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、各地域の特性及び災害の態様等を十分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。

その他、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第24章 防災知識普及計画（地域防災課・日置川事務所・建設課・教育委員会）

1 現 況

災害が発生した時に対応できるように、町では防災関係機関と協力して、防災マップやパンフレット等の配布や講習会の開催等を行っている。また、老人クラブや保育園児、小学生を対象に防災講演会や消防施設の見学を行い、地震体験車の利用なども行っている。

2 計画方針

大規模災害による被害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から防災についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという「自助・共助」を基にした意識と行動が求められる。

そのため、町をはじめとする防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織や各種団体、各企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、住民に対し必要な防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、大規模災害時における適切な判断力の養成に努めるものとする。

また、その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

3 事業計画

（1）職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 教育の内容

- ① 白浜町地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること
- ② 地震・津波対策の現状と課題
- ③ 地震・津波の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること
- ④ 過去の主な被害事例に関すること
- ⑤ 防災関係法令の運用に関すること
- ⑥ 土木、建築その他地震・津波対策に必要な技術に関すること

イ 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の開催
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布（職員防災体制・避難所運営マニュアル）
- ③ 見学、現地調査等の実施

（2）一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。

ア 普及の内容

- ① 地震及び津波に関する一般知識
 - a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - b 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に大地震発生後においては、最初の大地震と同程度の地震が連続して発生することもあり得ること、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- ④ 正確な情報の入手（防災行政無線、しらはま安全安心メール、防災情報案内サービス、FMビーチステーション、テレビ和歌山データ放送、防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）
- ⑤ 地震・津波災害対策の現状
- ⑥ 平常時の心得（準備）
 - a 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - d 避難路及び避難場所の把握
 - e 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - f 要配慮者の所在把握
 - g 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - h 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - i 地震保険加入の検討
 - j 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑦ 災害時の心得
 - a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
 - b 災害情報等の聴取方法
 - c 停電時の処置

- d 避難場所安全レベルについての考え方
 - e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
- ⑧ 地震・津波発生時の行動及び応急措置
- a 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
 - b 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - c 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。
 - d 近隣の負傷者、要配慮者の救助
 - e 避難場所での活動
 - f 国、県、公共機関等の防災活動に協力する。
- ⑨ 住宅等の耐震化、家具の固定等
- 町は、建築物の耐震性強化及び家具固定の必要性について普及啓発し、住宅等の耐震化と家具固定の普及促進を図る。
- a 建物所有者及び住民への普及啓発

建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発する。
 - b 建築物相談への対応

建築物等の相談に対応するため、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努める。
 - c 建築物耐震診断の実施

必要に応じ、建築士会その他の団体と協力して個々の建築物の耐震診断の実施に努める。また、実施にあたっては、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物に対する耐震性の確保を啓発する。
 - d 家具類の転倒・落下・移動防止

大地震発生時の人的被害の多くは、室内における家具類等の転倒等によって生じていることから、町は、住民及び事業所に対し、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具類等の転倒・落下・移動防止対策の普及に努める。
- ⑩ 緊急地震速報の正しい活用方法

イ 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

- ① コミュニティFMをはじめとするラジオ、テレビ及び新聞の利用
- ② 町ホームページ、広報紙、広報車の利用
- ③ パンフレットの利用
- ④ 映画、スライド等による普及
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- ⑥ 防災マップ、ハザードマップ等の作成、住民への配布
- ⑦ 地震体験車の利用
- ⑧ その他

(3) 要配慮者に対する啓発

- ア 福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。
- イ 町及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。
- ウ 要配慮者に配慮した、防災に関する資料の作成、配布等を検討する。

(4) 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に起こった大災害での教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 学校での防災教育

学校においては、児童生徒が自らの命を守る主体者となるための、災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練等を実施する。主な内容は、以下のとおりとする。

- ア 火災の初期消火方法
- イ 避難方法及び時期
- ウ 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- エ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- オ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- カ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施
- キ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

第25章 自主防災組織整備計画（地域防災課）

1 現 況

住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、これの育成強化について、整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設、危険物を製造、もしくは保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

2 計画方針

（1）自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施する。

（2）住民組織の必要性の啓発と指導

本町は、自主防災組織の設置を促進するため、本計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、高齢者、障がい者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

3 事業計画

〔地域住民等の自主防災組織〕

（1）白浜町地域防災計画の修正

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、本町の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

（2）住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

（3）自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、本町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、本町は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 公的支援助成等

町は県等の防災資機材の整備の助成を受け、自主防災組織の組織化を推進する。また、白浜町防災対策事業補助金交付制度の拡充を図り、組織育成を支援する。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(8) 自主防災組織の活動

ア 平常時

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災資機材の備蓄
- ⑤ 近隣の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の所在把握

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

(9) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を白浜町防災会議に提案することができる（災害対策基本法第42条の2第1項）。

白浜町防災会議は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42

条の2第3項)。

〔施設の自主的な防災組織〕

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設、高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を立てておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、大規模量販店、観光集客施設、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- イ 高齢者・障がい者等の要配慮者が利用する施設（社会福祉施設等）
- ウ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- エ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- オ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

ア 予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

イ 教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

ウ 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火

- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出、救護

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記ウ④の避難誘導計画について、施設毎の規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）を反映した内容となるよう配慮するものとする。

（４）自主的な防災組織の活動

ア 平常時

- ① 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 避難誘導、救出、救護

（５）安全確保のための施設整備

企業、施設所有者等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第26章 災害時救急医療体制確保計画（住民保健課・消防本部）

1 現 況

診療所を中心に医療に必要な医薬品を確保している。また、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、災害時における救急医療体制の確保に努めている。

後方医療としては、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院などへの搬送が考えられる。このため、災害時や緊急時に対応できるように、平素から連絡体制の確保に努めている。

2 計画方針

災害発生時における救急医療については、本計画を中心に県、日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

3 計画内容

（1）救急・救助体制の整備

消防本部等は、大規模災害時には同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救急・救助体制の充実強化を図る。

ア 救助・救急用資機材等の整備

- ① 救助・救急用資機材、情報通信体制の整備
- ② 救急救命士の養成

イ 講習会、訓練等の実施

- ① 職員、消防団員への応急救護講習会、訓練の実施
- ② 学校、職場等での応急救護講習会の開催

ウ 広域的な連携体制の整備

周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図る。

（2）応急医療体制の整備

災害時の医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療体制、医薬品の確保等を整備するものとする。

ア 救護所の設置

救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況により、必要に応じて設置できる体制を整える。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校等の保健室
- ③ 避難所
- ④ 町の公共施設
- ⑤ その他救護所の設置が必要な場所

イ 連絡体制の整備

町、県及び医療関係機関は連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ

町及び医療関係機関は、医療救護所における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法、並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ手順を確立する。

（3）医薬品等の確保供給体制の整備

医療救護活動に必要な医薬品、輸血用血液製剤等について、備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県への要請等による確保、供給体制の整備を図る。

（4）災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを配置し、二次保健医療圏（白浜町は田辺保健医療圏域）には地域災害医療コーディネーターを配置する。

第27章 避難行動要支援者対策計画（民生課・住民保健課）

「要配慮者」とは、災害の危険を察知したり、救助を要請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者としている。

1 計画方針

各地域における避難行動要支援者に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、本町は、住民の自助と共助を基調とする福祉コミュニティづくりとこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努める。

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

本町は、自治会・区、民生委員児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の状況を把握し、避難行動要支援者台帳等を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成・更新・外部への提供は民生課が行う。

名簿の作成や活用にあたっては、以下の点に留意し行う。

① 避難支援等関係者となる者

町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、障害福祉事業所、高齢福祉事業所、地域支援者

② 名簿に掲載する者の範囲

- a 65歳以上の者のみの世帯の構成員のうち、特に支援を要する者
- b 身体障がい者手帳（1級・2級）の交付を受けている者
- c 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
- d 精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者

- e 難病患者で避難支援が特に必要とされる者
 - f 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
 - g 町長が必要と認める者
- ③ 名簿作成に必要な個人情報
名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。
- a 氏名、性別、年齢
 - b 住所（又は居所）
 - c 電話番号その他の連絡先
 - d 避難支援等を必要とする理由
 - e 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
- a 1年に1回更新
 - b 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する
 - c 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する
- ⑤ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮したうえで実施する。
- ⑦ 名簿情報の共有
名簿情報等を活用し、個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者との連携を図るとともに、必要に応じて情報の共有化に努める。
- ⑧ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる
- イ 個別避難計画の作成等
町は、避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画を作成するよう努める。
なお、計画の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。
- ① 避難支援等関係者となる者
町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員児童委員、障害福祉事業所、高齢福祉事業所、地域支援者
 - ② 計画作成に必要な個人情報
計画には、以下に掲げる個人情報を記載する。
 - a 氏名、性別、生年月日

- b 住所（又は居所）
- c 電話番号その他の連絡先
- d 避難支援等を必要とする理由
- e 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- f 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

③ 計画情報の共有

計画情報等を活用し、個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者との連携を図るとともに、必要に応じて情報の共有化に努める。

④ 計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

計画を外部に提供する際には、町は、当該計画情報の提供を受ける者に対して計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、当該計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずる。

(2) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に寝たきり高齢者、重度障がい者等に対する避難についての訓練を実施する。

イ 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期する。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する人が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。

② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。

③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。

④ 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

⑤ 耐震化等については、特に、昭和56年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる施設は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災施設緊急整備事業を活用するなどにより、耐震化や改築等を進める。

オ 災害時に特に配慮すべき事項

町は災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難情報等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員児童委員・自治会・区等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における避難行動要支援者等の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食料の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー（身体障がい者の付き添いを専門に行う者）、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的実施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー（社会福祉の立場から、課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者）等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(3) 福祉避難所の指定等

大規模災害が発生し、避難行動要支援者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

ア 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次町内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設等社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

イ 福祉避難所の指定

自宅や避難所での生活が困難である避難行動要支援者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供するよう、一時的に一般の避難者とは別の避難行動要支援者専用の施設及び必要なスタッフ確保により、福祉避難所を予め指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて避難行動要支援者等の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

(4) 外国人対策

町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在日外国人の把握

町は県と連絡調整の上各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

町は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。また、外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(5) 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

ア 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

イ 臨時医療保険相談所等の開設

① 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

② 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認の上、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

③ 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得ながら国に働きかける。

(6) 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

第28章 ボランティア活動環境整備計画（民生課・地域防災課・白浜町社会福祉協議会）

1 計画方針

災害時において、白浜町をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

災害時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

（1）防災ボランティア等の募集・登録

町内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、町と協力して災害救援活動に当たる防災ボランティア、被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

（2）ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

（3）災害ボランティアセンターの体制整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや災害ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う災害ボランティアセンターの体制整備を推進する。

（4）発災時のためのボランティア協力

ア 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、その内容を含め周知に努める。

- ① 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- ② 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- ③ 出火防止、初期消火活動の協力
- ④ 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
- ⑤ 災害ボランティアセンターの設置支援及び運営の協力
- ⑥ 避難場所の開設と運営の協力
- ⑦ 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
- ⑧ 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- ⑨ その他の応急復旧作業等の協力
- ⑩ 要配慮者（高齢者、障がい者等）の介護・看護補助
- ⑪ 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

イ 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から関係機関と連携して、災害時における協力内容、留意事項等について理解を求めておく。

- ① 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
- ② 土木・建築技術者
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- ④ 教師・保育士及びカウンセラー・介護福祉士
- ⑤ 通訳（外国語、手話等）
- ⑥ 無線技士及び各種機器の修理技術者
- ⑦ 自動車・重機の運転士
- ⑧ その他

(5) 防災インストラクター制度の検討

町の地域特性を熟知し、災害対策の経験がある町職員 OB や消防団員 OB、専門的知識を有する者等を募集し、防災・減災活動にボランティアとして従事する防災インストラクターとして登録を行い、平常時に減災に向けた防災知識普及活動、災害時の支援活動など、防災に関わる様々な活動を行う人材を確保する制度の創設について、検討を進める。なお、主な活動は以下の事項が挙げられる。

- ア 自主防災組織の活動方針、マニュアル作成支援
- イ 自主防災組織の研修会における指導・助言
- ウ 地区独自の防災マップ作成支援
- エ 防災訓練への参加

第29章 津波防災計画（地域防災課・日置川事務所・業務所管各部署）

1 計画方針

本町は、過去に津波被害を受けた地域であり、平成25年3月に和歌山県が公表した東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震の津波浸水想定においても低地沿岸部での浸水が予測されている。

今後発生することが予想される南海トラフを震源とする地震による津波から住民等の命を守るため、行政、住民、関係機関が一体となって津波防災対策に取り組んでいくものとする。

2 事業計画

津波による人的被害の軽減には津波から逃げるのが最も重要であるとの認識のもと、津波避難対策を中心に事業を実施するものとする。

- (1) 津波避難計画の策定（新想定による）
- (2) 津波ハザードマップの周知
- (3) 指定緊急避難場所の選定と周知
- (4) 津波避難看板の充実
- (5) 和歌山県「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラムによる避難困難地域における避難対策（避難路・避難場所の整備、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等）
- (6) 地域が主体となった避難路・避難場所の整備の推進
- (7) 防災行政無線等の情報伝達手段の充実
- (8) 津波に関する知識の普及啓発
- (9) 津波避難訓練の実施
- (10) 海岸線の開口部対策（陸閘の常時閉鎖、ゲート化等）
- (11) 避難行動要支援者支援計画の立案
- (12) 観光客の避難対策

第30章 観光防災計画（観光課・地域防災課）

本町は、県下屈指の観光地である白浜温泉を始め、椿温泉や清流日置川など温泉や数々の名勝等を有し、年間300万人以上が訪れる自然豊かな観光立町である。特に、白浜温泉は、白良浜などを始め、多くの観光スポットやホテル・旅館、各種レジャー施設が集積しており、夏場を中心に大勢の観光客で賑わっている。

そのため、海水浴場での避難対策や宿泊者などの安全対策を最優先に取り組むことが必要となっている。

1 計画方針

次の事業に取り組み、安心・安全な観光地づくりを目指す。

（1）観光客等に対する安全対策

ア 海水浴場の安全対策

夏場に大勢の人が訪れる海水浴場に対する津波避難対策をハード・ソフトの両面から検討して取り組む。

イ 宿泊施設・観光施設利用者の安全対策

宿泊施設や観光施設は、利用者に対して、大規模災害発生時における行動マニュアルを定め、避難体制を確立させる。

ウ 津波避難ビルの指定

津波から一次避難するための津波避難ビルを指定し、付近住民や観光客等不特定の人が避難できる体制を確立させる。

（2）関係団体等との連携強化と相互協定

観光協会、旅館協同組合、商工会等と町などの防災関係機関との連携を強化させ、緊急時の情報連絡体制など具体的な防災対策について協議しながら取り組む。

また、町と観光関係団体はもとより企業間においても災害時の相互協定について検討する。

（3）外国人観光客や避難行動要支援者への支援に対する配慮

近年の外国人観光客の増加に対応した安全対策を講じるものとする。

また、高齢者や乳幼児、障がい者など自力では避難できない人に対する支援策に配慮した安全対策に努めるものとする。

2 事業計画

（1）観光客等に対する安全対策

ア 海水浴場の安全対策

町内において白浜町の指定する海水浴場は4箇所であるが、南海トラフの巨大地震や、東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合、下表のように津波が襲来すると想定されている。

そのため、下記の現状を踏まえ、第一波到達時間までに海水浴客を安全な高台などへ

避難させる必要がある。

また、不特定多数の海水浴客を一度に迅速に避難させるためには、避難誘導標識や誘導等、情報伝達施設の整備・充実が不可欠であるため、ソフト・ハードの両面からそれらを推進していく。

○各海水浴場の利用者数及び津波到達想定時間

海水浴場名	ピーク時 利用者数	(南海トラフ巨大地震の場合) ※1mの津波到達 時間	(3連動地震の場合) 第一波到達時間
白良浜	24,300人	約5分	12分
臨海浦	630人	約9分	12分
江津良	780人	約9分	12分
椿	420人	約3分	12分

※平成25年の和歌山県津波被害予測結果により、南海トラフ巨大地震については、各海水浴場付近における1mの津波到達時間を示しており、東海・東南海・南海3連動地震については、地震発生後に津波の第1波が何分後に到達するかを示したものである。

※ピーク時利用者数は、シーズン最多日の一日当たりの延べ利用者数の4年間(平成23～26年)の平均を想定値としている。

【具体的な対策】

- ・初期避難場所の指定と避難情報等伝達体制の確立
- ・緊急通報施設等の整備(緊急避難のための通報システムなど)
- ・避難誘導體制の確立
- ・外国人や避難行動要支援者に対する支援対策
- ・初期避難後の措置(二次的避難場所への移動や救急医療体制等)
- ・海水浴場未開設時の安全対策等

イ 宿泊施設・観光施設利用者の安全対策

ホテル、旅館、民宿、マンション等の宿泊施設や観光施設の耐震化を促進するとともに、大規模災害時において迅速に避難行動がとれるよう計画づくりを行う。

なお、町内の宿泊施設における定員は、下記のとおりとなる。

○町内における宿泊施設収容一覧

(白浜・椿地域)

(令和4年1月現在)

区分	軒数	定員	備考
ホテル	14	2,351	
旅館	25	5,541	
民宿・ペンション	83	2,529	
国民宿舎	1	120	
その他	43	3,563	
合計	166	14,104	

(日置川地域)

(令和4年1月現在)

区分	軒数	定員	備考
旅館	3	169	
民宿	10	314	
その他	3	750	
合計	16	1,233	

その他、関係団体と相互関係を深め、防災力をより強化していく。

上表のとおり、当町ではホテル・民宿・旅館などを有し、加えて各観光施設に大勢の観光客が訪れることから、宿泊施設や観光施設は、それらの人に対する安全対策や帰宅支援などを実施するものとする。

[具体的な対策]

- ・宿泊施設・観光施設の耐震化促進
- ・避難誘導體制の確立
- ・情報伝達体制の整備
- ・外国人や避難行動要支援者に対する支援対策
- ・初期避難後の措置（帰宅困難者支援対策）

(2) 関係団体等との連携強化と相互協定

観光協会、旅館協同組合、商工会等と町などの防災関係機関による協議会を組織し、緊急時の情報連絡体制や帰宅困難者対策などを講じていく。

また、町と観光関係団体はもとより企業間においても災害時における相互協定について検討していく。

(3) 外国人観光客や避難行動要支援者への支援

当町においても、海外から訪れる観光客が増加していることから、平常時のみならず防災面においても観光情報の高度化を図るなどして災害時における外国人への情報伝達体制づくりに努める。

また、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に努めるとともに災害時における避難誘導などにおいても避難行動要支援者への支援を盛り込んでいく。

第31章 企業防災の促進に関する計画（観光課）

1 現 況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第32章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備（生活環境課）

1 計画方針

地震・津波により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

（1）災害時応急体制の整備

県と連携して、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定するとともに、次のことを推進する。

- ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 災害廃棄物等の仮置場の配置計画、広域的な処理計画等について検討を進める。

（2）一般廃棄物処理施設等の耐震化等

一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策を推進する。

第33章 業務継続計画及び受援計画等の策定（地域防災課）

1 町における業務継続計画及び受援計画等の策定

町は、大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ確かな応急対策等を実施するため、限られた行政資源をもとに業務を継続することのできる業務継続計画（BCP: Business Continuity Plan）の策定を推進する。

また、迅速かつ確かな応急対策、復旧・復興対策を実施するためには国、和歌山県、関西広域連合等の多様な支援活動を適切に受け入れることが必要となるため、受援計画等の策定を推進する。